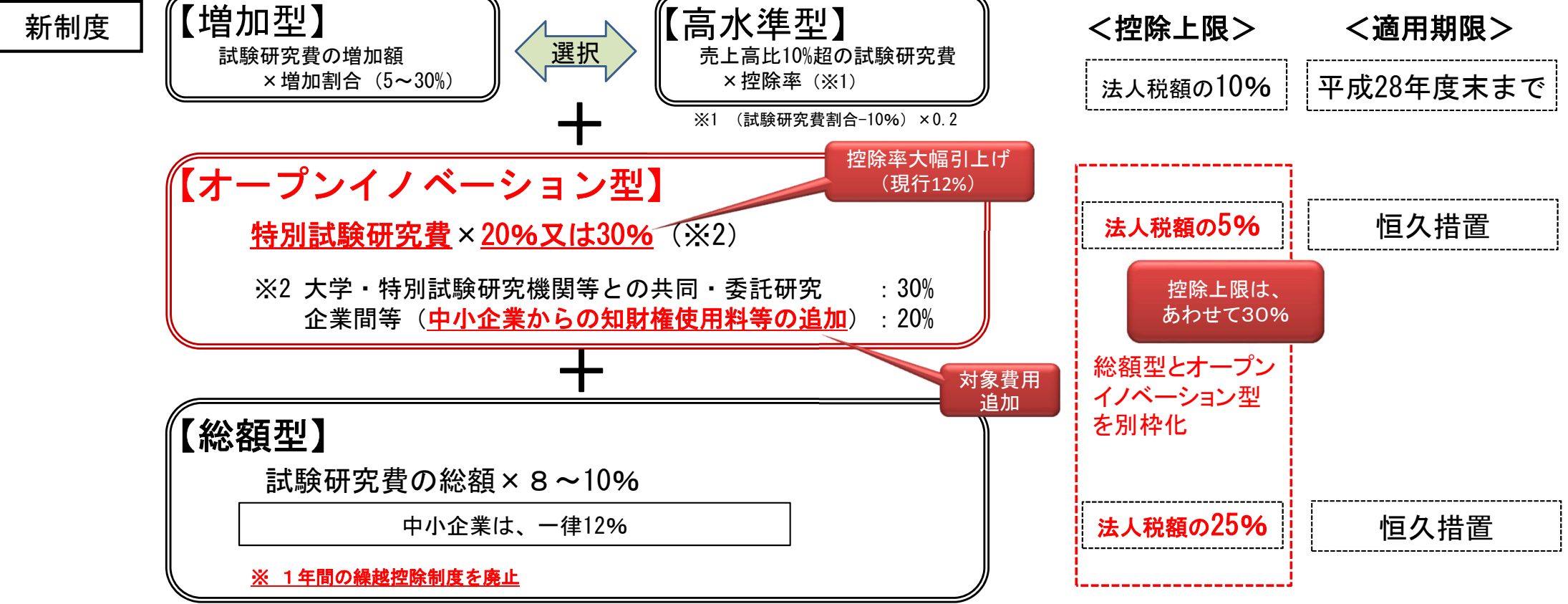


研究開発税制の強化・重点化 (法人税・所得税・法人住民税)

○企業のオープンイノベーション(外部の技術・知識を活用した研究開発)を促進し、企業(大・中堅・中小・ベンチャー企業)・橋渡し研究機関・大学等が各々の機能を発揮しつつ有機的に連携するイノベーション・ナショナルシステムの強化を図るため、控除率を大幅に引き上げるとともに中小企業の知的財産権の使用料等を対象費用に追加するなど、オープンイノベーション型の抜本的拡充が実現。

改正概要

- オープンイノベーション型の抜本的拡充(控除率大幅引上げ・控除上限別枠化・対象費用拡大)(恒久措置)
- 総額型とオープンイノベーション型をあわせ、控除上限30%の確保(総額型25%+オープンイノベーション型5%)(恒久措置)
- 繰越控除制度は廃止。



参考：各対象範囲の控除率と拡充の効果

【特別試験研究費の対象範囲及び控除率】

<相手先>

<控除率>

共同研究

- 国の試験研究機関・国立研究開発法人
- 大学等
- その他の者(企業・民間研究所等)
- 技術研究組合

12%→30%

12%→20%

委託研究

- 国の試験研究機関・国立研究開発法人
- 大学等
- 中小企業
- 公益法人・地方公共団体の機関・地方独法等

12%→30%

12%→20%

生産知
用権の財

- 中小企業

【対象費用追加】

8~10%→20%

国の研究機関・大学等への委託研究

国の研究機関・大学等に委託研究を依頼し、5,000万円を支出。

現行措置

○12%の税額控除
(最大600万円分、納税額を免除)。

今後の措置

税額控除割合が30%に増加
※最大1,500万円の法人税の**免除**(現行に比べて、900万円分、納税額が減少)

中小・ベンチャー企業の特許を使用

研究開発にあたって、中小・ベンチャー企業が持つ知的財産権を**使用料500万円**で利用。

現行措置

○8~10%の税額控除(最大50万円分、納税額を免除)。

今後の措置

税額控除割合が20%に増加
※最大100万円の法人税の**免除**(現行に比べて、50万円分、納税額が減少)
※**大企業等と中小・ベンチャー企業との連携も促進**。

参考：イノベーション・ナショナルシステムと研究開発税制

- イノベーション・ナショナルシステムにおいて、企業（大・中堅・中小・ベンチャー企業）・橋渡し研究機関・大学等の連携は、イノベーション創出の要諦。
- オープンイノベーション型の抜本的拡充によってそれらの連携を促進することにより、イノベーション・ナショナルシステムを強化。

【今後のイノベーション・ナショナルシステム】

